

会計基準等の適用時期

～会社法施行日を平成18年5月1日とした場合（1事業年度＝12ヶ月を前提とする）～

	最終公表物(案)		公開草案		備考
	期末	中間	期末	中間	
貸借対照表の純資産の部の表示 (H17.12公表予定)	H18.5期から	H18.11期の中間から (H18.5中間決算から)	H19.3期から	H19.3期の中間から (H18.9中間決算から)	
株主持分変動計算書 (H17.12公表予定)			同左	H19.5期の中間から (H18.11中間決算から)	公開草案では、中間について、 H19.3期の中間から(H18.9中間決算) の早期適用を認めていた
EPS (H18.1公表予定)			同左	同左	
役員賞与 (H17.11公表予定)			H18.5期の中間から (H17.11中間決算から)	同左	-
企業結合・事業分離 (H17.12公表予定)	H19.3期から		同左		以下については、留意事項あり ・H19.3期決算におけるH18.4の取扱い ・H18.5期～H19.2期決算における H18.5以降の取扱い
ストック・オプション等 (H17.12公表予定)	H18.5以降に付与されるS0等に関する処理		同左		H18.4までに付与されたS0等については、 開示に関する定めが一部適用される
他資本剰余金からの配当 (H17.12公表予定)	H18.5以降の処理から		同左		適用前は現行適用指針第3号が適用される。
新株予約権等 (H17.12公表予定)	会社法の定めに基づく取引の処理から (H18.5以降の取引)		同左		具体的には、H18.5以降に発行の決議のあった新株予約権等に適用される。ただし、自己新株予約権についてはこの限りではない
自己株式等 (H17.12公表予定)	会社法の定めに基づく取引の処理から (H18.5以降の取引)		H18.5以降の処理		例えば、H18.4までに決議が行われた自己株式の処分は商法の定めが適用される